

## 質問書に対する回答

(工事名) 道央自動車道 米里地区橋梁リニューアル工事

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	手続き開始の公示（説明書）P.3 2-1. 工事概要（2）② 1）ハ） 塗替塗装面積は約 25,000 m <sup>2</sup> と記載されていますが、⑫-1【参考図】 道央自動車道 米里地区橋梁リニューアル工事の 1/167 数量総括表 では一般部および特殊部の合計が約 31,000 m <sup>2</sup> となっています。図面 の数量を正としてよろしいでしょうか。	図面の数量が正となります。
2	米里地区橋梁リニューアル工事 実施設計 特記仕様書（案）P.8 2-3 上部工拡幅設計 2-3-1 設計種別 表中の2行目の鋼2径間連続鈹桁橋A2 米里高架橋（千歳方向） は、対象径間に P517～P515、P21A～P19A と記載されていますが、数 量が1連となっています。これは、P517～P515 もしくは P21A～P19A のいずれかを拡幅するということでしょうか。それとも数量の誤記 で2連ということでしょうか。	米里高架橋（千歳方向）P517～P515 と札幌 J C T A ランプ橋 P21A ～P19A は床版が一体となっているため1連として計上しています。
3	実施設計 特記仕様書（案）P.8 2-3 上部工拡幅設計 2-3-1 設計種別	特記仕様書 P.9 床版取替設計に記載のとおり、米里高架橋（千歳 方向）AP46～P3 については、米里高架橋（小樽方向）AP45～P3 の床 版取替設計で上部工拡幅を含めて設計を行うため、上部工拡幅設計

	<p>施工の特記仕様書（案）に記載の米里高架橋（千歳方向）AP46～P3 鋼 2 径間連続鈹桁橋の上部工拡幅工事が、上部工拡幅設計に含まれていないようです。記載漏れでしょうか。それとも、設計の予定なしでしょうか。</p>	<p>で設計の計上はしていません。</p>
4	<p>米里地区橋梁リニューアル工事 実施設計 特記仕様書（案）P.8 2-3 上部工拡幅設計 2-3-1 設計種別</p> <p>表中の 3 行目の鋼 3 径間連続鈹桁橋 A 1 米里高架橋（両方向）は、対象区間に P515～P512 と記載されています。この区間には P513 に B ランプ橋を受ける円柱の橋脚が存在します。拡幅する範囲は P515～P513 で P513～P512 は拡幅しないと考えるよろしいでしょうか。</p>	<p>参考図（42/167、50/167）に記載のとおり、B ランプ橋を受ける円柱の橋脚の部分を除いて拡幅する計画としています。</p>
5	<p>米里地区橋梁リニューアル工事 実施設計 特記仕様書（案）P.8 2-4 下部工拡幅設計 2-4-1 設計種別</p> <p>「1」については上下線の下部工一体化が必須なのでしょうか。一体化以外の解決策があればそれを提案しても OK でしょうか。</p>	<p>「設計・施工に関する基本条件書 P.1 発注図面について」に記載のとおり、参考図の構造は標準案であり設計・施工に関する基本条件書の諸条件（永久構造物として設計すること、施工時を含め路面として一般に供する部分に段差が発生しない構造とすること、既設を含めて耐震性能を確保すること等）を満たす範囲で技術提案により変更することは可能です。</p>
6	<p>米里地区橋梁リニューアル工事 実施設計 特記仕様書（案）P.8 2-4 下部工拡幅設計 2-4-2 設計内容</p> <p>「下部工拡幅構造の設計」の中に上・下部工拡幅に伴う下部工の補強設計も含まれるのでしょうか。</p>	<p>含まれます。</p>
7	<p>米里地区橋梁リニューアル工事 実施設計 特記仕様書（案）P.9 2-5 下部工補強設計 2-5-2 設計内容</p>	<p>標準案では拡幅は不要と考えていますが、設計・施工に関する基本条件書の諸条件を満たす範囲で技術提案により変更することは可能です。</p>

	「下部工の応力照査」「下部工補強構造の設計」とありますが、下部工拡幅は含まれない（拡幅は不要）ということでしょうか。	
8	米里地区橋梁リニューアル工事 実施設計 特記仕様書（案）P.9 2-6 基礎工設計 2-6-1 設計種別 数量は40基とありますが、該当する基礎工は特定されていますでしょうか。特定されているのであれば、どの橋脚でしょうか。	下部工拡幅設計に該当する橋脚のうち、拡幅構造図（タイプC-1）および拡幅構造図（タイプC-2）以外の橋脚となります。
9	米里地区橋梁リニューアル工事 実施設計 特記仕様書（案）P.10 2-8 仮設構造物設計 2-8-1 設計種別 施工計画の検討結果次第で対象箇所の増減が生じてもよろしいでしょうか。	技術提案によって仮設構造物の種別や対象箇所が変更となる場合は、技術提案に合わせて仮設構造物の種別や対象箇所を変更する必要があります。
10	米里地区橋梁リニューアル工事 特記仕様書（参考）P.1 1. 工事概要 1-4 施工内容 設計の特記仕様書（2-3-1 設計種別）には鋼3径間連続箱桁橋A2（旭川方面）P29C～P26Cがありますが、施工の特記仕様書（1-4 施工内容）にはありません。上記の橋は施工範囲の対象でしょうか。	施工範囲の対象です。
11	米里地区橋梁リニューアル工事 特記仕様書（参考）P.1 1. 工事概要 1-4 施工内容 米里高架橋（千歳方向）P515～P512 および米里高架橋（小樽方向）P515～P512 についてです。この区間にはP513にBランプ橋を受ける円柱の橋脚が存在します。拡幅する範囲はP515～P513でP513～P512は拡幅しないと考えるよろしいでしょうか。	参考図（42/167、50/167）に記載のとおり、Bランプ橋を受ける円柱の橋脚の部分を除いて拡幅する計画としています。

1 2	米里地区橋梁リニューアル工事 特記仕様書（参考）P.5 6-2 作業時間 「・・・摘要欄に示す作業は行ってはならない。」とありますが、摘要欄には何も記載されておりません。作業全般がNGということでしょうか。	設計・施工に関する基本条件書 P.4 施工時期に示すとおり、車線規制を本期間に実施することはできません。車線規制とは同じく設計・施工に関する基本条件書 P.4 施工時期に示すとおり、通行可能車線を2車線から1車線へ減少させることをいいます。
1 3	米里地区橋梁リニューアル工事 特記仕様書（参考）P.5 6-3 交通規制可能時間（日々規制） (2)一般道等の交通規制 一般道等については、土・日・祝祭日でも21:00～翌6:00の交通規制が可能という理解でよろしいでしょうか。	土木工事共通仕様書1-13に規定するとおり、土・日・祝日については、原則として一般道、高速道路の両方とも交通規制は実施できません。
1 4	米里地区橋梁リニューアル工事 特記仕様書（参考）P.18 21-4 上部工拡幅工 21-4-1 定義 「・・・張り出し床版を撤去し橋梁上部工を拡幅すること・・・」とありますが、既設の張出床版の撤去範囲は設計検討により決定することによろしいでしょうか。	既設の張出床版の撤去範囲については、標準案に示す上部工拡幅構造（案）の範囲としていますが、設計・施工に関する基本条件書の諸条件を満たす範囲で技術提案により変更することは可能です。 撤去範囲の詳細については設計検討により決定することになります。
1 5	米里地区橋梁リニューアル工事 特記仕様書（参考）P.18 21-4-3 材料及び施工（3） 「・・・第三者へ被害を及ぼすおそれのある範囲について、コンクリート表面またはコンクリート本体にはく落防止対策層を設ける・・・」とありますが、その範囲については、詳細設計時に決定するという理解でよろしいでしょうか。	設計要領第二集に示すとおり、平行・交差する道路の俯角75°の範囲がはく落防止対策の施工範囲となります。
1 6	米里地区橋梁リニューアル工事 特記仕様書（参考）P.34、P35 21-18-5 材料（4）、21-8-6 施工（1）、（2） Cランプ橋 P29C～P26C は含まれないのでしょうか。	含まれません。

17	<p>米里地区橋梁リニューアル工事 特記仕様書（参考）P35 21-18-6 施工（1）</p> <p>表中に「塗膜剥離剤による撤去後 乾式ブラストによる素地調整」とありますが、乾式以外のブラスト工法の適用はNGでしょうか。</p>	<p>土木工事等積算基準（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）に示すとおり、標準工法として乾式ブラストでの施工を考えています。施工方法に関わらず素地調整程度1種となるような素地調整を実施する必要があります。</p>
18	<p>参考図（29/167、63/167）札幌 JCT Aランプ橋</p> <p>設計の特記仕様書では、P19A～P21A の範囲が上部工拡幅設計（片側の上部工を拡幅するもの）となっています。しかし、施工の特記仕様書では施工範囲に入っていません。一方、図面を見ると 29/167 では拡幅に関する情報が図示されていますが 63/167 では図示されていません。上記の範囲を施工範囲と考えてよろしいでしょうか。また、63/167 で図示された図面をいただけませんかでしょうか。</p>	<p>設計の特記仕様書については、札幌 JCT Aランプ橋 P19A～P21A は米里高架橋（千歳方向）P517～P515 と床版が一体となっているため、設計箇所として明示しています。</p> <p>施工の特記仕様書については、施工ステップ図（142/167）に示すとおり米里高架橋（千歳方向）P517～P515 側から拡幅する計画のため図面（29/167）で拡幅することを図示し、札幌 JCT Aランプ橋 P19A～P21A 側から拡幅する計画ではないことから図面（63/167）に拡幅することを図示していません。</p>
19	<p>参考図（36/167、74/167）札幌 JCT Cランプ橋</p> <p>設計の特記仕様書では、P26C～P29C の範囲が上部工拡幅設計（片側の上部工を拡幅するもの）となっています。しかし、施工の特記仕様書では施工範囲に入っていません。一方、図面を見ると 36/167 および 74/167 で拡幅に関する情報が図示されています。上記の範囲を施工範囲と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
20	<p>参考図（29/167、36/167）米里高架橋</p> <p>設計の特記仕様書では、米里高架橋 P517～P515 の範囲は、小樽方向は床版取替設計（片側を拡幅）、千歳方向は上部工拡幅設計（片側を拡幅）となっています。よって、上下線を各々別個に拡幅することになります。これは、小樽方向の床版取替の片側拡幅は中央分離帯側への拡幅、千歳方向の上部工拡幅はAランプ側への外側拡幅と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

2 1	<p>参考図 (1/167) 数量総括表</p> <p>Cランプ橋及び米里高架橋 (32.28 t) に上部工拡幅部の塗り替え塗装の数量がありません。新設のみなので既設の塗替塗装は無いとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
2 2	<p>参考図 (151/167、152/167) 上部工拡幅断面図</p> <p>タイプD-1～タイプD-5の図面において、中央拡幅部の骨組みが不自然に感じられます。実施設計にて見直すことでよろしいでしょうか。</p>	<p>「設計・施工に関する基本条件書 P.1 発注図面について」に記載のとおり参考図の構造は標準案であり、設計・施工に関する基本条件書の諸条件を満たす範囲で技術提案により変更することは可能です。</p>
2 3	<p>設計・施工に関する基本条件書 P.3</p> <p>設計条件 取替え床版の種別</p> <p>「・・・プレキャスト床版同士の継手は疲労耐久性等、所定の性能が確認されたものでなければならない・・・」とありますが、詳細設計完了までに確認されていれば良いのでしょうか。</p>	<p>プレキャスト床版の性能確認の完了時期については、プレキャスト床版ごとに性能確認の内容が異なり、設計および施工に対してどのように反映されるのか分からないことからお答えできません。</p> <p>なお、手続き開始の公示（説明書）P15 4-8. 技術提案の評価等 ◇留意事項⑦に記載のとおり、技術提案の内容については構造が成立する見込みの提案内容とし、手続き開始の公示（説明書）P15 4-8. 技術提案の評価等 ◇留意事項②に記載のとおり、不適切とした以外の全ての記載内容については履行義務が発生します。</p>
2 4	<p>設計・施工に関する基本条件書 P.3</p> <p>設計条件 取替え橋梁防護柵の種別</p> <p>「・・・プレキャスト壁高欄同士の継手は疲労耐久性等、所定の性能が確認されたものでなければならない・・・」とありますが、詳細設計完了までに確認されていれば良いのでしょうか。</p>	<p>プレキャスト壁高欄の性能確認の完了時期については、プレキャスト壁高欄ごとに性能確認の内容が異なり、設計および施工に対してどのように反映されるのか分からないことからお答えできません。</p> <p>なお、手続き開始の公示（説明書）P15 4-8. 技術提案の評価等 ◇留意事項⑦に記載のとおり、技術提案の内容については構造が成立する見込みの提案内容とし、手続き開始の公示（説明書）P15 4-8. 技術提案の評価等 ◇留意事項②に記載のとおり、不適切とした以外の全ての記載内容については履行義務が発生します。</p>